

原子力災害に伴う 被災者の住宅問題の 解決のための立法措置

弁護士 津久井 進

(芦屋西宮市民法律事務所)

災害とは何か

「人生と地域に必要なのは、過去・現在・未来の連関のなかでの継続性である。」

「人びとは、過去を振り返り、未来を想像するところから、過去と未来の間に日常を重ね、自身の人生を織り上げる。」

「過去・現在・未来の関係がちぎれることは、被災者にたいへんな苦痛をもたらす。」

(平山洋介『住まいを再生する』「はじめに」より)

いま何が必要なのか

「被災した人たちは、バラバラになった過去・現在・未来をつなぎ合わせるために、多様な道程を歩み、住まいの安定をふたたび得ようとする。」
(平山洋介『住まいを再生する』より)

居住移転の自由(憲法22条)

幸福追求権(13条)

生存権(25条)

福島県の避難者意向調査 (H26.4.28)

仮設入居延長 4割超要望 住環境復興 停滞浮き彫り

県の避難者意向調査

県が28日発表した東日本大震災と東京電力福島第一原発事故に伴い県内外に避難する県民を対象とした意向調査の結果は、住宅について、仮設住宅の入居期間の延長を求める要望が最多の4割を超え、避難住民の住環境の復興が依然として進んでいない現状が浮き彫りとなった。

【一面に本記】

仮設住宅は、プレハブなどの応急仮設住宅や民間賃貸住宅などを借り上げた「みなし仮設住宅」で、政府はこれまで2回にわたり入居期間を延長し、現在は2015（平成27）年3月末までとなっている。

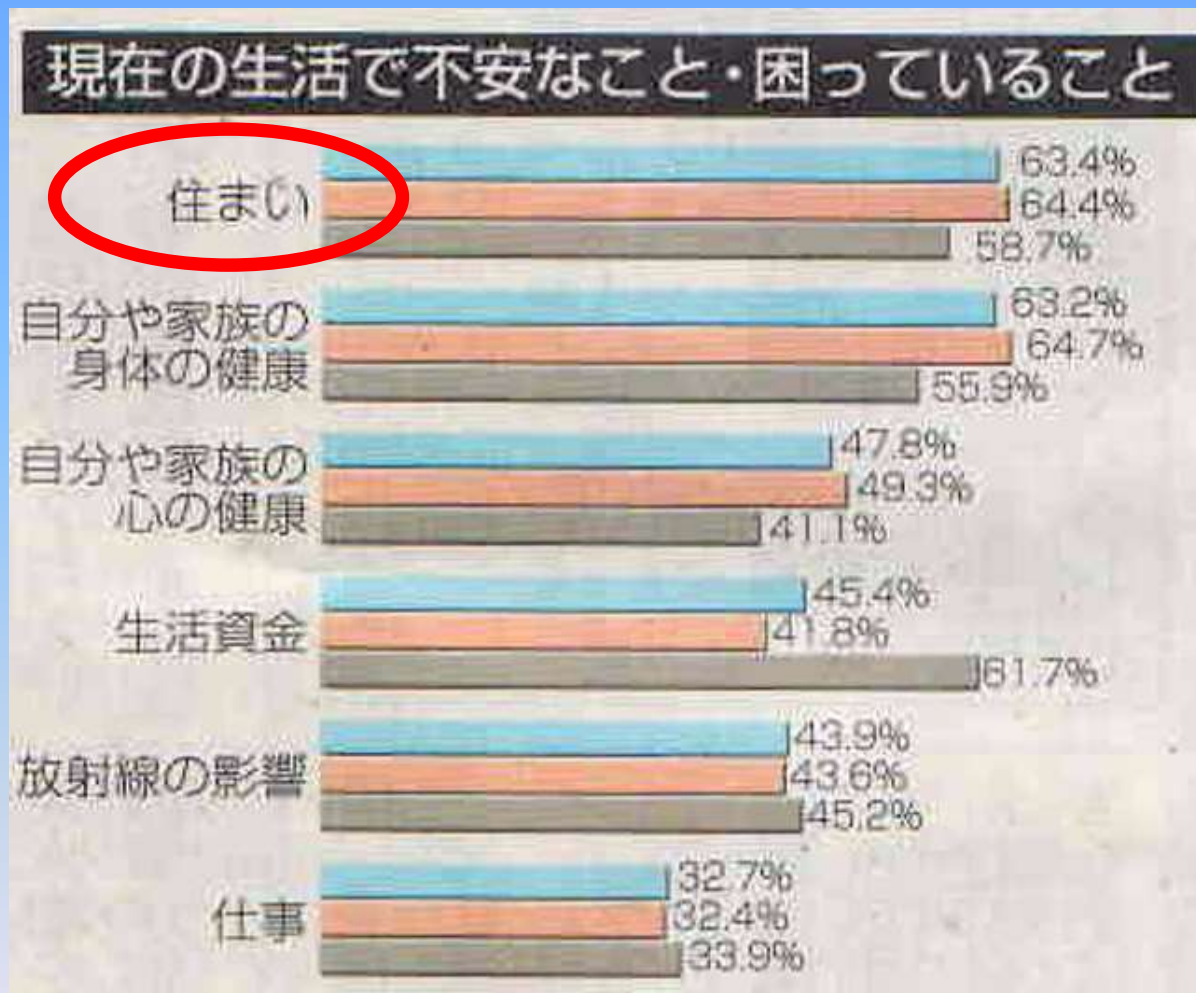
現在の住居についての要望



現在の原発避難者の最大の課題は、仮設住宅（「住まい」）の問題

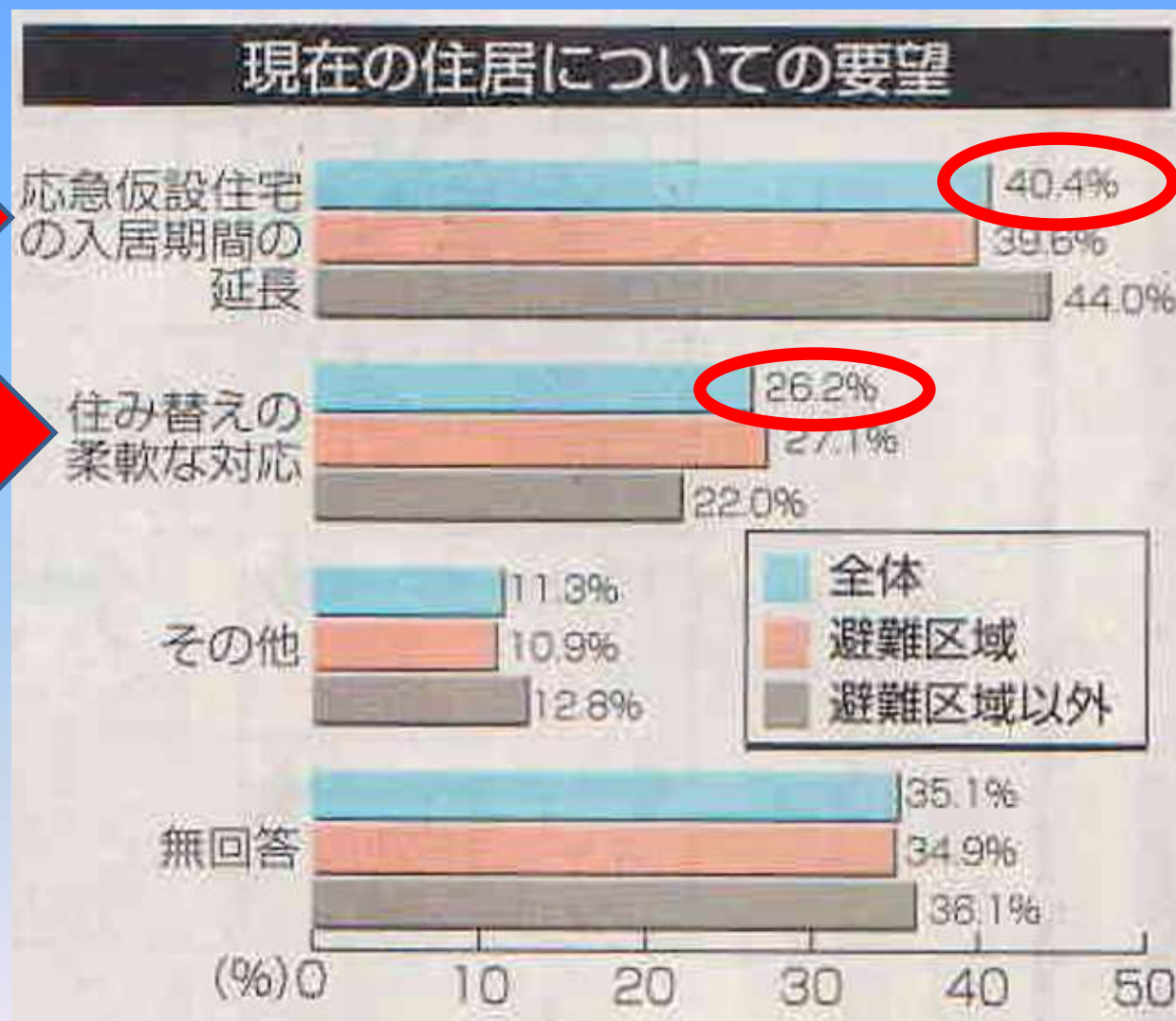
【引用】福島民友2014.4.29朝刊

福島県の避難者意向調査 (H26.4.28)



【引用】福島民友2014.4.29朝刊

福島県の避難者意向調査 (H26.4.28)



【引用】福島民友2014.4.29朝刊

原発避難者の声・大阪調査より

2014. 9. 2

ホッとネットおおさか

27年3月からどこに住むか不安です。ストレスがたまります

3年経っても私の生活は避難当初と何も変わらない

家賃を払うようになると生活するのが大変

平成27年4月までに出るようにと誓約書に印を押して提出しています。それがいつも頭から離れません

出て行けと言われても、心当たりなく困難です

国に見放されているということ

当たり前前の生活とはほど遠い

原発避難者の声

1年先にどこに住むのか分からないようでは・・

◆生活の予定が立たない

◆仕事を決められない

◆進学先を決められない

◆何もできない……

→ 生活の再建などありえない！

原発避難者の声

「ひなん生活をまもる会」の仮設住宅期限撤回を求める意見に**16,002筆**の署名



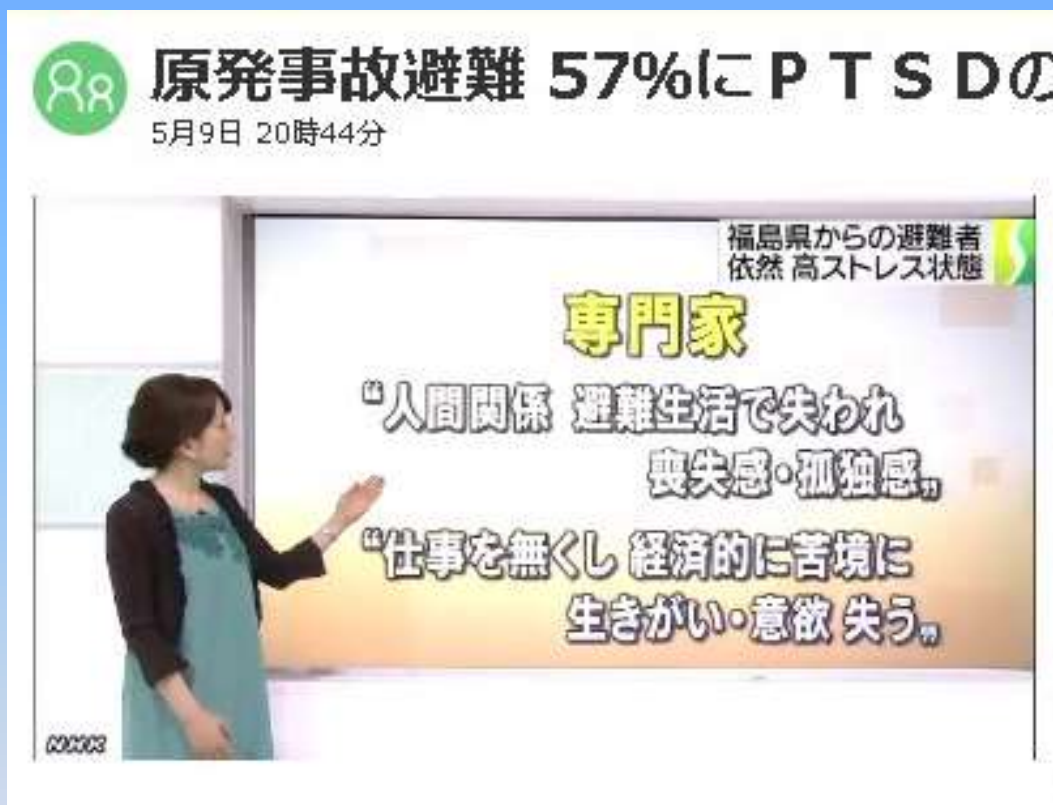
内閣府へ提出



福島県庁へ提出

【引用】「とすねっと」のブログ
<http://blog.goo.ne.jp/tossnet>

原発避難者の心



←5月9日夜
NHKニュース
【引用】

早稲田大学(人間科学学術院の辻内琢也准教授)と震災支援ネットワーク埼玉の調査結果

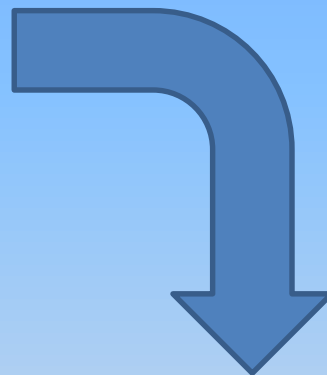
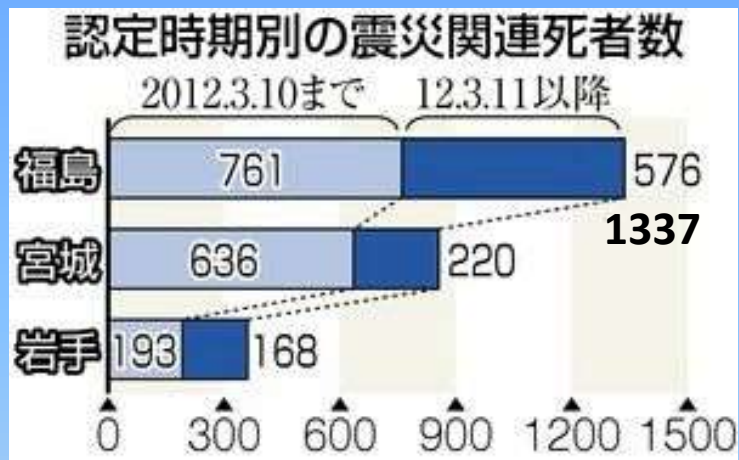
原発避難者の精神



……暫定的なありようがいつ終わるか見通しのつかない人間は、目的をもって生きることができない。ふつうのありようの人間のように、未来を見すえて存在することができないのだ。そのため、内面生活はその構造からガラリと様変わりしてしまう。精神の崩壊現象が始まるのだ。……

(ヴィクトール・フランクル「夜と霧」)

増え続ける原発避難者の関連死



+ 319人

【引用】

東京平成25年3月11日

	岩手	宮城	福島
震災関連死	434人	879人	1656人
直接死	4673人	9537人	1607人

【引用】日経平成26年2月20日

原発避難者の自死



推進室は本県の現状について「全国的には自殺者数が減少傾向にある50代で命を絶っているケースが多い上、雇用されていた人も目立つ。原発事故などに伴う避難生活の長期化で、精神的に追い詰められた人が多かったのではないか」との見方を示した。

【引用】福島民報平成26年3月14日

東日本大震災・東京電力福島第一原発事故に関連する県内自殺者の年代別・職業別・原因別一覧

自殺者数	年代別 (人)								職業別 (人)										原因・動機別 (人)						
	20歳未満	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80歳以上	専業主婦	自営業	無職	学生	主婦	失業者	その他	健康	家庭問題	経済問題	健康	男女問題	学校	その他	不明		
平成23年	10	0	1	1	0	4	2	0	2	2	1	0	0	3	2	2	2	4	5	0	0	0	3	1	
24年	13	0	2	1	0	3	3	2	2	1	2	0	0	2	5	3	2	7	2	1	0	0	4	1	
25年	23	0	2	3	1	6	2	3	6	1	8	0	2	1	6	5	2	11	6	4	0	0	1	7	
合計	46	0	5	5	1	13	7	5	10	4	11	0	2	6	13	10	6	22	13	5	0	0	8	9	

※平成23年の人数は統計を開始した6月からの数値。原因・動機は自殺者1人につき、最大3項目まで計上しているため実際の人数と一致しない。

原発避難者の自死



福島地裁
H26. 8. 26
東電に対して
4900万円の
賠償命令の判決



【引用】毎日平成26年8月27日

判決が認定した、原発事故が自殺した女性に与えたストレス	
強度Ⅰ 日常的に経験するストレス	強度Ⅱ ⅠとⅢの中間のストレス
強度Ⅲ 人生の中でまれに経験する強いストレス	
原発事故が与えたストレス	労災認定で相当するストレス
■古里で生活できなくなったストレス 計画的避難区域に設定され、古里の山木屋や自宅で生活し続けられなくなり、避難先では息子2人との別居を余儀なくされた。家族形成の基盤、地域住民とのつながりの場としての自宅、自宅での家族の共同生活、地域住民とのつながりなど、生活の基盤というべきもの全てを相当期間にわたって失い、大きな喪失感をもった	強度Ⅲ 多額の財産を損失した、または突然大きな支出があった 強度Ⅰ 家族が増えた、または減った
■仕事を失ったストレス 夫と同じ農場で働いていたが、農場は閉鎖を強いられ、自分の意思にも自分の責任にも基づかず、全く予期せずに仕事を失った	強度Ⅲ 退職を強要された
■帰還の見通しが持てないストレス セシウム137の半減期は約30年に及び、住民はいつ帰還できるかの見通しが持てない	強度Ⅲ 天災や火災などにあった、または犯罪に巻き込まれた
■住宅ローンが残っているストレス 事故後、自宅の住宅ローンの支払いを心配する発言を繰り返していた。支払えずに自宅を失うかもしれないという不安があった	強度Ⅱ 借金返済の遅れ、困難があった
■避難先の住環境の違いによるストレス 避難先の福島市内のアパートは、隣人と壁一枚を隔てて接する集合住宅。隣人の息づかいを全く気にせず生活できた山木屋の住環境から激変した	

福島地裁H26. 8. 26判決

「平成3年の雲仙・普賢岳噴火災害の避難住民・・・についての調査結果によると、一般に災害は特に避難者に対して大きなストレスを与える」

「生活の基盤ともいうべきものの全てを相当期間にわたって失ったことは、財産そのものを喪失したものではないが、家族や地位住民とのつながりの場としての自宅、自宅での家族の共同生活、地域住民とのつながり等、生活の基盤ともいうべきものの全てを相当期間にわたって失った」

「生活を失い、仕事も失い、期間の見通しが立たない不安や、将来の自宅の住宅ローンの不安を抱えつつ、慣れないアパートでの避難生活を強いられたもの」

避難者の生の声こそ 最もたいせつな考慮要素



原発事故子ども被災者支援法
第14条 被災者の意見の反映

これは支援法のカタチなのか？

平成26年9月26日公表

「子ども・被災者支援法」に基づく支援対象避難者の公営住宅への入居

復興庁
国土交通省

「子ども・被災者支援法」に基づく支援対象避難者の公営住宅への入居について、以下の通り実施いたします。

1. 対象者

平成23年3月11日時点で、福島県浜通り及び中通り(避難指示区域^{※1}を除く。以下「対象地域」という。)に居住していた世帯^{※2、※3、※4}で、「居住実績証明書」を有し、現在既に避難しているか、今後避難を予定されている世帯^{※5、※6、※7}

(※1)帰還困難区域、居住制限区域及び避難指示解除準備区域

(※2)ここで言う世帯とは、平成23年3月11日時点で生計を一つにしていた親族を1つの単位として考えますが、平成23年3月11日時点で世帯全員が対象地域で居住していた場合だけ

http://www.mlit.go.jp/report/press/house03_hh_000094.html

これは支援法のカタチなのか？

平成26年9月26日公表

【タイトル】「子ども・被災者支援法」に基づく支援対象避難者の公営住宅への入居について

【メリット】①世帯一部の入居を認める，②住宅困窮要件を緩和する，③収入要件を緩和する

入居要件	通常の実扱い	優先的な実扱い
住宅困窮要件	住宅を所有している者は、原則として住宅困窮要件を満たさない	福島県中通り及び浜通り(避難指示区域を除く)に住宅を所有していても、当該住宅を所有していないものとみなす。
収入要件	入居者及び同居者の所得金額の合計額	分離避難の場合に限り、世帯全員の所得金額の合計額を1/2にした額

被災者の意見を聞くプロセス(支援法14条)を怠った結果・・・

これは支援法のカタチなのか？

平成26年9月26日公表

対象地域は中通りと浜通りだけ？

「無償」から「有償」への切替え！

これで救われる人はごく少数！

いつまで？なのかが不明

守るものは「公営住宅制度」？

支援法は根本的施策を
求める基本法なのに！

大阪府営住宅の避難者に届いた書類

経 営 第 2640 号
平成 26 年 1 月 28 日

東日本大震災による
大阪府営住宅等への入居者 様

大阪府住宅まちづくり部
住宅経営室経営管理課長

大阪府営住宅等の一時的許可の期間延長について（お知らせ）

現在お住まいの横記住宅の使用期間は最大3年間となっておりますが、この度、現在と同一の入居条件で、当初許可日から最大4年間となるよう使用期間を延長することといたしましたのでご連絡します（但し、期間延長の更新は1年ずつとなります）。

つきましては、使用期間延長をご希望される方は、下記のとおり申請いただきますようお願いいたします。

記

- 必要書類**
 - ・大阪府営住宅等一時使用期間延長申請書
 - ・誓約書

※必要書類は、両面印刷1枚になっています。
※なお、「り災証明書」未提出の方は、入居申込者ご本人名義のものを取得のうえ、その写しを同封ください。
（福島原発事故に伴い避難措置を講じられた方は除く。）
- 申請期限** 現在許可されている使用期間の満期の前日まで
(郵送または持参。期限までに必着。)
- 送 付 先** 〒559-8555 大阪市住之江区南港北 1-14-16
大阪府住宅まちづくり部 住宅経営室 西基グループあて

【問い合わせ先】
大阪府 住宅まちづくり部
住宅経営室 経営管理課
西基グループ 中田 竹内
電話 06-6210-9752
FAX 06-6210-9750

表

大阪府営住宅等一時使用期間延長申請書
(大規模災害用)

平成 年 月 日

大阪府知事 様

私が平成 年 月 日に一時使用の許可を受けた住居について、下記の理由により、同一条件による一時使用の期間延長の許可を求めたいので、申請します。

記

期間延長を申請する理由

申請期間 平成 年 月 日 から平成 年 月 日まで
※申請の届出後申請書も提出し継続しての許可
申請書に記入しお送り下さい

姓 名	住所
姓	市
名	区
	町
	丁目
	番
	号

裏

誓 約 書

大阪府営住宅等臨時使用期間延長申請書に提出した誓約書は、新住居へ移転するまで有効です。この期間中に、申請書に記載した内容に変更が生じた場合は、速やかにお知らせください。また、申請書に記載した内容に偽りがある場合は、罰則の対象となります。

平成 年 月 日

申請者 氏名

大阪府営住宅の避難者に届いた書類

誓約書

大阪府知事様

必要書類

- ・大阪府営住宅等一時使用期間延長申請書
- ・誓約書

※必要書類は、両面印刷1枚になっています。

私は、東日本大震災の被災者です。

私が、このたび一時使用を許可される大阪府営住宅施設等につきましては、許可条件を遵守して使用し、また、緊急避難措置の趣旨を踏まえ、定められた期限までに必ず退去いたします。

また、住宅の保管義務を怠り、住宅の破損等が生じた場合や、迷惑行為により、他の入居者に著しい迷惑や損害を与えた場合は、住宅の明渡し勧告に従います。

退去後の住宅内にもし残置物があった場合、その所有権を放棄します。この場合、大阪府から残置物の処分又は廃棄に要する費用を請求されても異議はありません。

追い出される避難者

知識
不足

■ 避難者の気持ちは、「心細く、申し訳なく、肩身が狭く、とても不安で、落ち込んで、しかし法律は守らないと……」



■ 受け入れ側は、「もう3年も経って落ち着いた」、「公営住宅も空きがなく公平を」、「帰るところがあるだろう」、「財政も苦しい」……

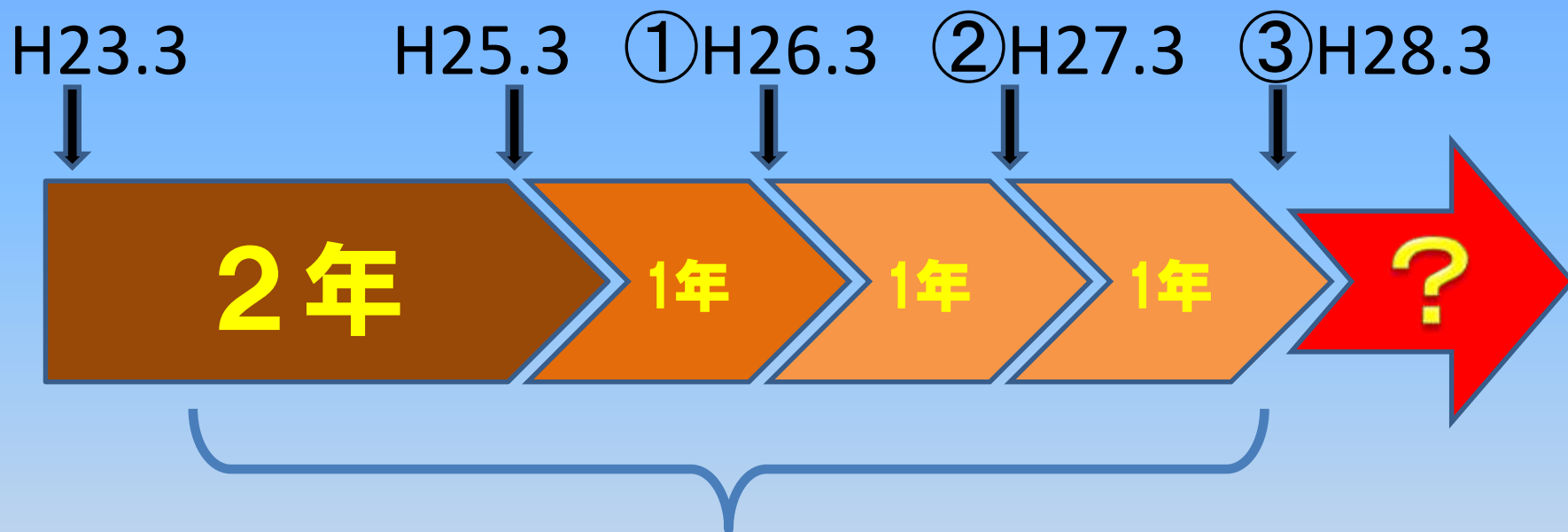


退去へ…

他人事

仮設住宅の延長の仕組み

仮設住宅の延長状況



たった5年……

- ※①H24年4月17日に延長, ②H25年4月2日に再延長
③H26年5月28日に再々延長(福島県より)

国からの通知

復本第564号
社援総発0402第1号
国住指第4827号
平成25年4月2日

各都道府県 被災者支援担当主管部(局)長 殿
災害救助担当主管部(局)長 殿
建築行政主管部(局)長 殿

復興庁統括官付参事官 (公印省略)
厚生労働省社会・援護局総務課長
国土交通省住宅局建築指導課長

東日本大震災に係る応急仮設住宅の供与期間の延長について

平素より、東日本大震災からの復旧、復興にご尽力いただき、感謝申し上げます。
東日本大震災により被災され応急仮設住宅に入居されている方については、可能な限り早期に災害公営住宅等の恒久的な住宅にお移りいただくことが望ましいところですが、被災地における復興状況や被災者の実情等を踏まえると、応急仮設住宅の供与期間を延長する必要がある場合も少なくないと考えています。

つきましては、東日本大震災を受けて建築された建築基準法(昭和25年法律第201号)第85条第1項又は第2項に規定する応急仮設建築物である住宅については、特定行政庁の判断で存続期間の延長が可能なので、地域の実情を踏まえ、東日本大震災により建設した応急仮設住宅の供与期間を延長する必要がある場合は、災害救助担当主管部局において適切な対応をお願いいたします。

また、民間賃貸住宅等を借り上げて供与している応急仮設住宅についても、災害救助担当主管部局の判断で供与期間の延長が可能なので、適切な対応をお願いいたします。

管内市町村に対しても、この旨周知していただきますようお願いいたします。
応急仮設住宅で生活している被災者の方々の不安解消の観点から、必要に応じて応急仮設住宅の供与期間が延長できる旨、住民の方々に周知を図られますよう併せて願います。

(参考1)

東日本大震災に係る応急仮設住宅の供与期間については、原則として2年以内でしたが、平成24年4月17日に、災害公営住宅等の恒久的な住宅の整備状況を踏まえ、1年延長することになりました。

復本第774号
社援総発0501第1号
平成25年5月1日

岩手県、宮城県、福島県、栃木県、茨城県、千葉県、長野県
被災者支援担当主管部(局)長 殿
災害救助担当主管部(局)長 殿

復興庁統括官付参事官 (公印省略)
厚生労働省社会・援護局総務課長

東日本大震災に係る応急仮設住宅の供与期間の延長及び空き住戸の活用等について (再周知)

平素より、東日本大震災からの復旧、復興にご尽力いただき、感謝申し上げます。
応急仮設住宅について、東日本大震災の発災後、供与期間の延長及び空き住戸の活用等に関して累次にわたって複数の文書を発出してきましたが、関係者の中に混乱があり、各省庁へ問い合わせも寄せられています。これを受け、次の通り改めて整理しました。地域の実情に応じて、各都道府県の判断により供与期間の延長や空き住戸の活用等が可能なので、適切な運用をお願いします。
なお、本通知発出に当たり、国土交通省等関係省庁と協議済みであることを申し添えます。

- 1 「東日本大震災に係る応急仮設住宅の供与期間の延長について」(平成25年4月2日付け復本第564号、社援総発0402第1号、国住指第4827号復興庁統括官付参事官、厚生労働省社会・援護局総務課長、国土交通省住宅局建築指導課長連名通知)により、応急仮設住宅の供与期間について、一定の条件を満たした場合は、自治体の判断で延長とされています。
また、「応急仮設住宅の存続可能期間の延長について(技術的助言)」(平成23年5月27日付け国住指第460号国土交通省住宅局建築指導課長通知)により、応急仮設住宅の存続期間について、特定行政庁が許可を行うことでさらに1年ごとの延長が可能となる旨の技術的助言が発出されています。

- 2 「東日本大震災に係る応急仮設住宅について」(平成23年4月15日付け社援総発0415第1号厚生労働省社会・援護局総務課長通知)のとおり、集会所については、行政、その他による生活支援情報や保健・福祉サービス等を提供する場所としても活用が可能です。

国からの通知

(参考1)

東日本大震災に係る応急仮設住宅の供与期間については、原則として2年以内としていましたが、平成24年4月17日に、災害公営住宅等の恒久的な住宅の整備の状況を踏まえ、1年延長することにしました。

(参考3)

民間賃貸住宅等を借り上げて供与している応急仮設住宅についても、参考2に準じて、被災者の住宅の需要に応ずるに足りる適当な住宅が不足するため供与期間の延長が必要という災害救助担当主管部局の判断で、供与期間の延長が可能となっているところです。

(参考4)

供与期間を延長することに伴い必要となる追加的な費用は、災害救助法による国庫負担の対象となります。

大阪府の延長決定

H25.4より
9カ月放置!

経 管 第 2640 号
平成 26 年 1 月 28 日

東日本大震災による
大阪府営住宅等への入居者 様

大阪府住宅まちづくり部
住宅経営室経営管理課長

大阪府営住宅等の一時使用許可の期間延長について（お知らせ）

現在お住まいの標記住宅の使用期間は最大3年間となっておりますが、この度、現在と同一の入居条件で、当初許可日から最大4年間となるよう使用期間を延長することといたしましたのでご連絡します（但し、期間延長の更新は1年ずつとなります）。

関西の期限の延長状況

(まるっと西日本の本年1月調査)

■府県・政令市	
大阪府	◎ (2014年1月15日に延長決定)
大阪市	◎ (2015年3月末まで延長。2013年10月15日に決定)
堺市	◎ (2015年3月末まで延長。2013年5月20日に決定)
京都府	◎ (入居から4年に延長。2013年4月に決定)
京都市	◎ (2013年4月に決定)
兵庫県	◎ (2013年11月26日に決定)
神戸市	◎ (2015年3月31日まで延長。2013年10月25日決定)
滋賀県	◎ (2013年12月5日に決定)
奈良県	※ (今春「一般入居」に切り換えて無償を継続)
和歌山県	◎ (2013年12月10日に決定)
■大阪府内	
東大阪市	◎ (2015年3月31日まで延長。2013年11月15日決定)
吹田市	※ (「1年延長」か「一般入居」か選択制にする)
豊中市	○ 「まだ正式な決定は出ていない」
高槻市	◎ (2015年3月31日まで延長。2014年1月20日に決定)
箕面市	○ 「1年さらに延長の決裁を受けている最中です」
茨木市	◎ (延長する方向で決まった。2013年年末に方針)
泉佐野市	※ (2013年10月1日付で「一般入居」に切り替え)
岸和田市	※ 「他の施策との組み合わせを7月の更新期までに検討」
■京都府内	
福知山市	◎ (入居日から4年まで延長。2014年1月10日に決定)
亀岡市	○ 「希望あるなら延長する」
長岡京市	○ 「希望があればもう1年延長する」
京丹後市	△ 「4月30日期限なのでもう少し先で確認する」

■兵庫県内	
明石市	△ 「近いうちに決定出ると思うんですけど」
姫路市	- (2013年11月上旬最後の1世帯が退去)
西宮市	◎ (2013年11月1日付で延長決定)
宝塚市	◎ (2015年3月末まで延長。2013年12月19日付で決定)
三田市	◎ (2013年12月12日付で延長決定)
豊岡市	◎ (2015年3月31日まで延長。2013年12月27日付で決定)
伊丹市	◎ (2015年3月末延長。2014年1月9日付で決定)
淡路市	◎ (同年3月31日延長。2013年12月19日付決定)
篠山市	- (2015年に更新期むかえる)
丹波市	- (2013年10月半ばの更新時期前9月退去。0世帯に)
尼崎市	- (2013年4月12日満了日に退去。0世帯に)
三木市	◎ (入居時に「5年間無償」に設定済み)
■滋賀県内	
高島市	◎ (2013年12月10日に市長決裁で延長決定)
大津市	◎ (2015年3月末延長。2013年12月13日付決定)
草津市	◎ (2015年3月31日延長。2014年1月6日付決定)
彦根市	◎ (2015年3月31日延長。2014年1月に決定)
栗東市	◎ (2015年3月31日延長。2014年1月16日付決定)
湖南市	※ 「2月上旬に無償化続けるか審議する」(2013年4月に「一般入居」に切換え)
■奈良県内	
生駒市	△ 「2014年8月が更新時期なのでその前に検討する」
大和高田市	- (5月29日に退去。0世帯に)
五條市	△ 「2014年9月が更新時期なのでその前に検討する」
宇陀市	△ 「2014年6月末が更新時期なのでその前に検討する」

茨城県から被災者宛の通知

福指第774号

平成25年9月19日

各位

茨城県保健福祉部福祉指導課長

東日本大震災に係る応急仮設住宅の入居期間延長について（通知）

東日本大震災により被害を受けられましたこと心よりお見舞い申し上げます。

さて、貴殿におかれまして、東日本大震災による被災により茨城県外に避難され、応急仮設住宅に入居をされていますが、応急仮設住宅の存続につきまして、被災者の方の生活を考慮し、厚生労働省との協議の結果、その期間を現在の3年間から1年延長し、4年間とすることが認められましたのでお知らせします。

これに伴い、貴殿の避難先である都道府県に対し、応急仮設住宅の延長手続きを依頼しておりますが、貴殿が入居する応急仮設住宅については、通算4年を超えて入居することはできなくなりますので、恒久住宅への移行に向けて検討下さいますようお願いいたします。

福島県から被災者宛の通知



東日本大震災に係る応急仮設住宅の供与期間の延長について

本日、本県の避難者に係る応急仮設住宅の供与期間を更に1年延長し、平成28年3月末までとすることといたしました。今回の延長は、災害救助法に基づく避難者(応急仮設住宅の供与を受けている方)のいない市町村(避難元)を除く、下記の

【延長する期間】

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

【延長する市町村(避難元)】

福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、喜多方市、相馬市、二本松市、田村市、南相馬市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村、鏡石町、天栄村、下郷町、南会津町、北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、湯川村、金山町、会津美里町、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯舘村

(参考)

【延長しない市町村(避難元)】

檜枝岐村、只見町、柳津町、三島町、昭和村

※ なお、本日付けで県内市町村に通知し、受入都道府県には依頼をしております。

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16055b/260528-kasetukyoyouyencyou.html>

福島県HPより(H26.5.28)

京都府の人道的で志ある決断

東日本大震災に係る避難者の府営住宅等への入居期間延長について

平成26年7月7日
京都府災害支援対策本部

被災県	今回の依頼内容	府の取扱	
			対象世帯数 ※（）内は、府独自措置分
岩手県	入居日から5年間 ※依頼は沿岸部等のみ	入居日から 5年間	1（1）
宮城県			12（7）
福島県	91（78）		
茨城県、栃木県 千葉県	依頼なし		16（16）



しかし
これでいいの？

地域差

細切れ

不透明

硬直的

ずるずる「1年」じゃ、あかん！

「一年先の住居がどうなっているのかもわからないのに、生活の再建などありえない」

避難者の言葉が胸にささりました。

私たちは、引き続き、行政への働きかけを通じて、この問題に取り組んでいきます。
みなさんも、ぜひ関心を持ち、行政をプッシュしていただければ幸いです。



北海道に避難した、伊藤ご夫妻と赤ちゃん

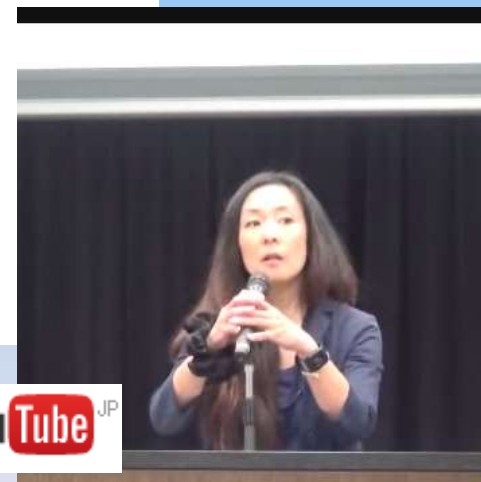


るましこりかさんは、「周りですでに、無償供与を打ち切ら

原発被災者の住宅確保を
求める院内集会



<https://www.youtube.com/watch?v=tsHI9e4kf04>



<http://hinan-kenri.cocolog-nifty.com/blog/2014/05/post-38a1.html> (満田夏花さんブログ)

仮設住宅の法的根拠

災害救助法第4条1項1号「応急仮設住宅の供与」

災害救助法
の仮設住宅

建設型仮設住宅
(プレハブ, 木造など)

民間借り上げ住宅

公営住宅一時入居
(地方自治法238-4第7項)

みなし仮設住宅

雇用促進
住宅
一時入居

公営住宅
一時入居

災害救助法の外

仮設住宅の法的根拠

災害救助法 の仮設住宅

自然災害
の被災者

原発事故の
被害者・避難者は？

公営住宅
目的外使用

仮設住宅の「期間」の法的根拠

災害救助法第4条1項1号「応急仮設住宅の供与」

災害救助法施行令3条1項「内閣総理大臣が救助の程度や方法や期間の基準を定める」

同内閣府告示第2条第2号ト「応急仮設住宅の期間は建築基準法85条4項に規定する期限」

建築基準法85条4項 「安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるときは、**2年以内の期間を限って**許可できる」

仮設住宅の法的根拠

2年

仮設建築物の安全性etc・・耐用年数

期間の延長は可能

災害救助法の特別基準

災救法施行令9条2項「知事と内閣総理大臣との協議」

1

ただし1年ごと

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための
特別措置に関する法律8条

2

「基本的な方針」の策定

子ども被災者支援法5条1項

3

自治体等の独自の施策

ではなぜ延長しないのか？

- 公営住宅整備の見通しとの兼ね合い(公式見解)
 - 恒久住宅への移転を促したい(多様性否定)
- 災害救助法の旧来の制限的運用
 - あくまでも緊急避難措置に過ぎない
- 災害救助法の基準外だと費用が自治体負担
 - 自己負担までして救助しない
- 県外避難者の帰還を促したい(福島県の姿勢)
 - 一人ひとりの県民よりも、県体制を重視
- 子ども被災者支援法を使いたくない
 - 法の本質(趣旨)を無力化する官僚技術

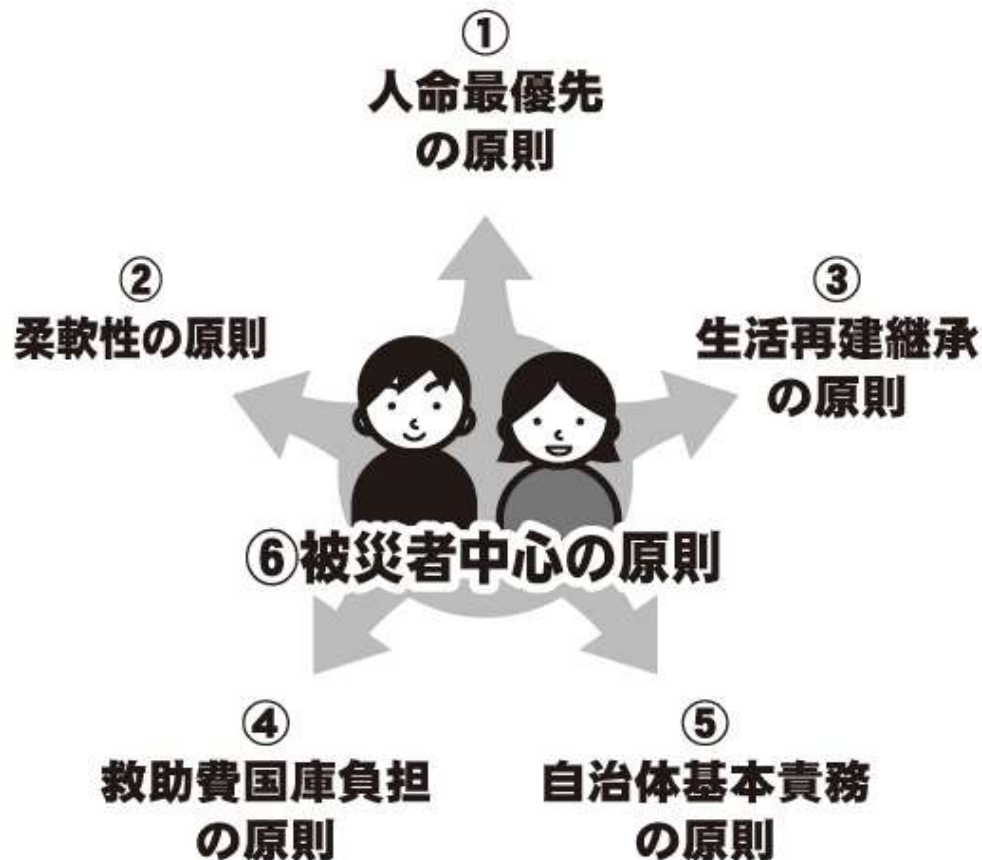
災害救助法の運用原則の見直しを！

旧・災害救助の5原則

- ① 平等の原則
- ② 必要即応の原則
- ③ 現物支給の原則
- ④ 現在地救助の原則
- ⑤ 職権救助の原則



新・災害救助の6原則



災害救助法の本質

- 被災者のために
- 弾力的に・柔軟に
- 生活再建にどうつなげるか
- 自治体は自ら責任感を持ち
- 国は救助費を負担する

制度改善を図ること！

長期延長／住み替え／新規提供は十分可能



直ちに行うべき(延ばす合理的理由なし)

一般の自然災害のための災害救助法の限界



原発避難者の新たな仮設住宅制度を
(数年単位／弾力的／国直轄／多選択肢)

日弁連の会長声明

原発事故避難者の住宅の供与期間の延長等を求める会長声明

いいね! 191 ツイート 125 +1 0

福島第一原子力発電所事故(以下「本件事故」という。)による避難者は、福島県が把握しているだけで県内に約8万5000人、県外に約4万7000人の多数に上る。

福島県が本年4月28日に公表した避難区域内・外の双方の避難者に対する意向調査の結果では、「現在の生活で不安なこと・困っていること」は「住まい」であるとの回答が最も高く(63.4%)、「応急仮設住宅の入居期間の延長」を求める声は40.4%に上った。住まいに関する声としては、昨年10月に公表された子ども・被災者支援法の基本的施策に関するパブリックコメントでも、応急仮設住宅の供与期間の延長を求める意見や、仮設住宅間の転居の弾力的対応を求める意見が多数寄せられていたところである。また、県外避難世帯の36%が、今後の生活予定について「現時点で決まっていない」と回答し、来年の住居さえわからない状態に置かれ続けているが、このような不安定な生活基盤の下では、就労や就学の見通しも立てられず、生活再建などあり得ない。このように、多くの避難者が住まいについて不安を訴えていることについて、国及び自治体は重く受け止め、深刻な訴えに真摯に耳を傾ける必要がある。

さらに、本件事故はいまだに収束のめどが立っておらず放射能汚染も続いている。上記の福島県意向調査では、帰還希望者が挙げた条件の中で「放射線の影響や不安が少なくなる」(40.9%)が最多であった。原発事故は一般の自然災害と本質的に異なり、年月の経過により自ずと解決に向かうような問題でもないから、従来の自然災害と同じ枠組みでの対応は明らかに不合理である。

本件事故による避難者の多くは、災害救助法に基づく仮設住宅や、民間賃貸住宅の借り上げ住宅(いわゆるみなし仮設)等に入居している。同法に基づくこれら仮設住宅等の供与期限は、現在のところ2015年3月末までとされており、その後の延長については、政府は福島県と協議中であるとしている。万一、災害救助法に基づく住宅支援が打ち切られれば、多くの避難者が元の居住地への帰還を強いられる結果となり、被ばくを避ける権利が失われることにもなりかねない。

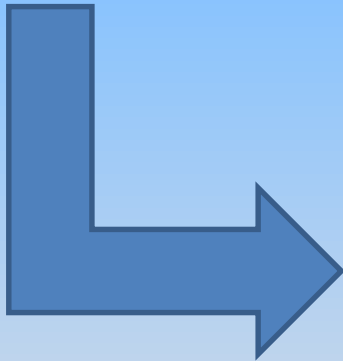
災害救助法に基づく現在の住宅支援方法は、避難者が安定した生活基盤を確保した上で生活再建を図るという観点から多くの問題がある。たとえば、供与期限の延長が1年単位であること、供与期限が各地でまちまちであること、避難者の新規受入れが打ち切られていることなどの問題点があり、その運用は抜本的に改める必要がある。また、公営住宅への有償入居のあっせんが積極的に推進されつつあるが、方向性を見直しが必要である。当連合会としては、これら問題点についてなお検討を深め、改めて意見を述べることにする。

まず、喫緊の課題として、当連合会は、内閣府、復興庁、福島県及び周辺各県に対し、災害救助法に基づく仮設住宅の供与期限を当面の間延長するとともに、仮設住宅間の転居について弾力的な対応を行う旨を速やかに決定し関係自治体に周知することを求める。

2014年(平成26年)5月16日
日本弁護士連合会
会長 村越 進

長期延長／住み替え／新規提供は十分可能

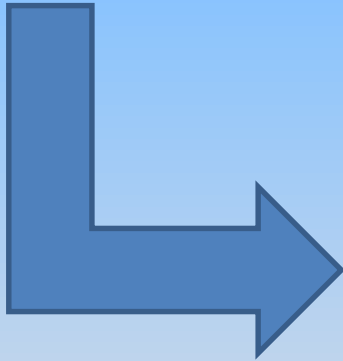
直ちに行うべき(延ばす合理的理由なし)



日弁連の意見書

一般の自然災害のための災害救助法の限界

↓
原発避難者の新たな仮設住宅制度を
(数年単位／弾力的／国直轄／多選択肢)



2014年7月18日に、内閣
総理大臣、内閣府特命担当
大臣(防災)、衆議院議長、
参議院議長宛てに提出。

原発事故避難者への仮設住宅等の供与に関する新たな立法
措置等を求める意見書

2014年(平成26年)7月17日
日本弁護士連合会

第1 意見の趣旨

国は、福島第一原子力発電所事故(以下「原発事故」という。)の避難者の入居する仮設住宅等(建設型の仮設住宅、民間借り上げ住宅等のみならず仮設住宅、公営住宅、公務員宿舍等を含む。)について、避難者の意見を聴く機会を速やかに設けた上で、災害救助法に基づく支援を継続するのではなく、以下の内容を含んだ、原発事故避難者を総合的に支援する新たな立法措置を行うべきである。

- 1 避難者に対して、「人命最優先の原則」、「柔軟性の原則」、「生活再建継承の原則」、「救助費国庫負担の原則」、「自治体基本責務の原則」、「被災者中心の原則」の6原則に準じた総合的支援をすること。
- 2 避難者に対する住宅供与期間を相当長期化させるとともに、1年ごとに延長するという制度を改め、避難者の意向や生活実態に応じて更新する制度とすること。
- 3 避難者の意向や生活実態に応じて、機動的かつ弾力的に転居を認めること。
- 4 新たに避難を開始する避難者にも住宅等を供与するとともに、避難者の意向や生活実態に応じて、避難、帰還、帰還後の再避難を柔軟に認めること。
- 5 国の直轄事業として避難者に対する住宅供与等を行い、避難先の自治体にかかわらず安定かつ充実した支援を行うとともに、避難先の地域特性に合わせた自治体独自の上乗せ支援も認めること。
- 6 有償の住宅への移転又は切替へのあっせんを積極的に行わないこと。

第2 意見の理由

- 1 現在の状況
原発事故による被ばくのおそれのある地域に居住していた住民は、それぞれの住まいにおける平穏な生活から一転し、原発事故後の政府の指示によって避難を強いられ、あるいは、放射能による健康への影響等を回避するため遠方への避難を余儀なくされた。福島県における避難者は、原発事故から3年数か月を経た現在、県内に約8万3000人、県外に約4万5000人にのぼっている。

らできていない。時の経過とともに、家計は痛み困窮を有償化させ避難者の経済的負担を増加させることでは、避難の権利の実質的な侵害であって許さ

えは、その避難者に対する災害救助の終了を意味するが整備されていないにもかかわらず、国が避難者ことはあってはならない。

いは、住宅の有償化へのあっせんを推進する方

援する立法措置

原子力発電所が運転を停止しているが、運転停止継続しており、新たな原発事故が発生する可能性エネルギー政策の行方にかかわらず、このことから、原発事故発生後の賠償について原子力するのと同じように、原発事故発生後に避難

災害救助法とは異なる法律が必要である。

をしっかりと聴き、実態を把握し、避難者の援する立法措置を講じるべきである。

以上

日弁連の意見書

避難者が一番求めているもの
仮設の延長。次が柔軟な転居

避難後体調不良を訴える家族
がいる:67.5%

不安なこと、困っていることは、
順に:住まい・身体 of 健康・心
の健康・生活資金

何事も以前より楽しめなくなった:
57.3%

よく眠れない:56.7%

イライラする、憂うつで気分が沈
みがち、つかれやすくなった、孤
独を感じる:いずれも【4割超】

収束しない事故、多数が全国各
地へ避難、今後への予防的対策

日弁連の意見書

現状(災害救助法)

自然災害に適用されてきた制度と運用。
通常は、すぐに復旧・復興計画。1年更新でも先が見え、不安少ない

いつまで避難できるかわからない暫定的生活
健康不安。生活再建場所・方法が見えない

毎年1年毎に延長され不安定。将来を見据えられない。生活再建×

原則：転居×
結婚・出産で避難したくなくても今から避難×

実施主体が都道府県
当事者意識に欠ける面があり支援に濃淡

災害救助法による
対応からの転換



原発事故の性質に合った
仮設住宅等の法律

実態に合った新法

生活再建場所・方法が見えなくても、避難生活が安定することにより、不安・負担を軽減。

避難生活の安定で、困難な問題(帰還や移住など)と向き合うことができる&再避難の保障で帰還選択の不安軽減

相当長期化&意向や実態に応じた更新

転居○
今からの避難&そして再避難○

国による安定かつ充実した支援。地域特性に合わせた上乘せ支援

日本学術会議の提言

東京電力福島第一原子力発電所事故による長期
避難者の暮らしと住まいの再建に関する提言



平成26年（2014年）9月30日

日本学術会議

東日本大震災復興支援委員会

福島復興支援分科会

日本学術会議の提言

1

早期帰還

2

自力の移住

3

長期待避・将来帰還

5年以上；長期待避
30年以上；超長期待避

長期待避への政策（「複線型復興」）

- 住民票の二重登録の実現
- 被災者手帳の配布
- セカンドタウン（町外コミュニティー、仮の町）再検討
- 小中学校・高校の維持 など

「住まいの権利」を実現するために

主体性の尊重

的確な情報提供

多様な選択肢

民主主義の王道

私たちが今やるべきこと

- **共感**し，他人事を我が事にする事
- **生の声**を届ける事
- **全国**的な輪を広げる事
- **経験**と**知恵**と**熱意**を結集する事
- **あきらめない**事